

公立大学法人横浜市立大学診療教授の称号付与に関する内規

制 定 平成25年12月1日
最近改正 令和2年10月1日

(趣旨)

第1条 この内規は、公立大学法人横浜市立大学診療教授の称号付与に関する要綱（以下「要綱」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(称号)

第2条 付与する称号は、附属病院所属の教員は「横浜市立大学附属病院診療教授」、附属市民総合医療センター所属の教員は「横浜市立大学附属市民総合医療センター診療教授」とする。

2 称号を付与された教員が附属2病院間で配置換えとなった場合は、前項に掲げた所属病院における称号に変更する。

(選考基準)

第3条 要綱第2条第1項の臨床経験は、附属病院及び附属市民総合医療センター以外の医療機関における経験年数も通算する。

(選考等)

第4条 要綱第3条第1項の推薦に当たっては、病院長は、教室主任教授と協議の上、推薦対象者を決定するものとする。

2 前項にかかわらず、教室主任教授が不在の診療科及び中央部門については、病院長が推薦対象者を決定するものとする。

(選考手続)

第5条 病院長は、要綱第3条第1項により称号付与対象者を推薦する場合は、次に掲げる書類を学術院医学群調整会議議長あてに提出するものとする。

- (1) 推薦書（様式1）
- (2) 個人調書（様式2）
- (3) 教育・研究・診療業績書（様式3）

2 称号を付与される者には、証書（様式4）を交付する。

(その他)

第6条 この内規に関し必要な事項は、学術院医学群調整会議で定めることができる。

附 則

この内規は、平成25年12月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和2年10月1日から施行する。